

吹田市営住宅条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(入居者の費用負担)</p> <p>第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、<u>第1号の費用</u>にあつては、市長が入居者に負担させることが不適當であると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>障子、ふすまの張替え、ガラスのはめ替え及び畳建具の修繕</u>に要する費用</p> <p>(2) ガス、電気、水道及び下水道の使用料</p> <p>(3) <u>し尿及び塵芥</u>の処分等清掃に要する費用</p> <p>(4) 入居者の責めに帰すべき事由によつて発生した費用</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、借上型住宅の修繕に要する費用</u>については、市長が別に定めるものとする。</p>	<p>(入居者の費用負担)</p> <p>第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、<u>第1号及び第2号に掲げる費用</u>にあつては、市長が入居者に負担させることが不適當であると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>共同施設の整備及び管理に要する費用</u></p> <p>(2) <u>ふすま、ガラス、畳、建具等の修繕及び交換</u>に要する費用</p> <p>(3) ガス、電気、水道及び下水道の使用料</p> <p>(4) <u>ごみの処分等</u>に要する費用</p> <p>(5) 入居者の責めに帰すべき事由によつて発生した費用</p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる費用は、市長が徴収する。この場合においては、第11条及び第12条の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、借上型住宅の修繕に要する費用</u>については、市長が別に定めるものとする。</p>
<p>(過料)</p> <p>第37条 -----略-----</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第37条 市長は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に市営住宅及び共同施設(以下この条及び次条において「市営住宅等」という。)の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) <u>家賃等の収納に関する業務</u></p> <p>(2) <u>市営住宅等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理に関し市長が必要と認める業務</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>2 市長は、前項の規定により指定管理者に市営住宅等の管理を行わせる場合には、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、市営住宅等の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。</p> <p>3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>5 第1項の規定により指定管理者に市営住宅等の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第26条第1項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(委任) 第38条 -----略-----</p>	<p>(指定管理者候補者選定委員会)  <u>第38条 前条第1項の規定により指定管理者に市営住宅等の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</u>  <u>2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。</u>  <u>3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。</u>  <u>4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。</u>  <u>5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。</u>  <u>6 委員は、再任されることができる。</u>  <u>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u>  <u>8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u>            (過料)  <u>第39条 -----略-----</u>            (委任)  <u>第40条 -----略-----</u> </p>